

平成 19 年度 事業計画書

自 平成 19 年 4 月 1 日
至 平成 20 年 3 月 31 日

社団法人 日本化学工業協会

目 次

I. 全体の事業計画	1
II. 委員会の活動計画	2
1. 総合対策委員会	2
2. 広報委員会	2
3. 国際活動委員会	6
4. 経済・税制委員会	7
5. 労働委員会	8
6. 技術委員会	9
7. 環境安全委員会	10
8. ICCA 対策委員会	18
9. REACH 関連	20
III. 自主事業の活動計画	21
1. 研修センター	21
2. 日本化学試験所認定機構 (JCLA)	22
IV. 関連組織の活動計画	24
1. 日本レスポンシブル・ケア協議会 (JRCC)	24
2. 化学標準化センター	27
3. 化学製品 PL 相談センター	29
4. 危険品貨物情報室	29
5. 化学兵器／産業検証連絡会	30
V. 事務局共通事項	30
1. 情報化の推進	30
2. 職務能力の向上	30

平成 19 年度(社)日本化学工業協会事業計画書

I. 全体の事業計画

(社)日本化学工業協会(日化協)は、「産業と社会の共生・共栄」を基本理念に、健全なる業界の発展、わが国の繁栄、国民生活の向上への貢献などを使命として活動している。また、日本の化学産業団体を代表して国際化学工業協会協議会(ICCA)に参画し、世界の化学産業・工業会に共通する諸課題に自主的に取り組んでいる。平成 18 年度は、以下のとおり重要課題に対応した。

- ・化学品の安全性については、レスポンシブル・ケア(RC)活動を推進するとともに、GHS に関する国際連合(国連)勧告を踏まえて改正された労働安全衛生法施行令などに対応するための活動を行い、また、欧州の新たな化学品規制(REACH)および日本における今後の化学物質政策のあり方などに対しても、積極的に意見具申活動を行った。さらに、ICCA メンバーとして、HPV や LRI などの国際的共同自主活動に取り組んだほか、日中化学官民対話などの国際活動にも注力した。
- ・調査・研究および研修・教育活動では、リスクアセスメント・ソフトの提供およびフォローアップ、PRTR 法に基づく国の公表データへの対応などの実践的な活動を行った。
- ・広報活動では、特に化学品の安全性や環境への影響について、社会から正しい理解を得られるような情報発信と広聴活動に努め、化学産業に対する社会全体からの信頼の維持・向上に資するためのコミュニケーション活動を行った。
- ・地球温暖化問題をめぐる対応では、環境保全自主行動計画を積極的に推進するとともに、他の化学産業団体とも協力して環境税創設反対の活動を行った。

グローバル化の進行とともに、世界的に化学品の安全性に係わる規制強化が具体化していくなか、日化協においても一層の対応を進めていく必要がある。

このような状況下、平成 19 年度は、以下の項目を重点課題とし、協会事業目的の達成と会員ニーズの充足に向けた活動を効率的に推進していく。

- ・化学品の安全性について、REACH 関連など内外での取り組み強化
- ・研修・教育活動など自主事業の拡充
- ・広報・広聴活動のさらなる充実
- ・地球温暖化対策のさらなる推進と環境税対応
- ・公益法人制度改革に係わる対応

[※文中の英文字については、次ページ以降の本文中で解説する。]

II. 委員会の活動計画

1. 総合対策委員会（事務局 総務部）

(1) 企画および運営の方針

化学産業団体として、政策提言や情報発信を図るとともに、化学産業に対する社会の理解と信頼を一層増進するため、事業の充実・拡大に努める。また、日本を代表する化学団体として国際分野での活動に積極的に参画し、国際的プレゼンスを高める。

(2) 活動計画

平成 19 年度も 2 回の定例会合(今秋の ICCA¹ 理事会後および明春の次年度事業計画・予算案作成時)を開催するとともに、ICCA 統治組織改革や国際的化学品規制など、内外の重要課題について必要に応じて随時会議を開催する。

また、下部組織である総合対策委員会幹事会および同ワーキンググループ(通称「部長会」)を適宜開催し、時々の案件に取り組む。

2. 広報委員会（事務局 広報部）

(1) 企画および運営の方針

個別企業の取組みでは効率的でない活動(国際活動も含む)や学会などとの活動、あるいは消費者、オピニオンリーダー、学生などの不特定多数および行政当局などを対象とする活動を中心として、化学産業に対する社会全体の信頼の維持・向上に資する広報・広聴活動を積極的に展開していく。

また、市民、NGO、マスメディア、アナリスト、ユーザー業界、行政当局、学会、労働組合などの利害関係者(ステークホルダー)との間で、環境、化学品安全などの科学的事項を含む多彩なテーマでのコミュニケーションを通じて相互理解を深めることがますます重要になっている。活動にあたっては、一般の方々の理解を得るため、より分かりやすいツーウェイコミュニケーションを実施していくとともに、説得する広報でなく、意見の対立があってもそれを納得し合える広報を実施していく。

このような観点より、以下の 6 点を重点課題とする。

¹ ICCA : International Council of Chemical Associations (国際化学工業協会協議会)

- I. 化学産業の社会・産業発展への貢献ならびに日化協の活動に対する認知向上および理解促進
- II. 環境・化学品安全に関する広報・広聴活動の強化：化学産業の将来に係わる可能性のある諸課題のいち早い察知およびコミュニケーションを通じた適切な対処。科学的議論の推進ならびに産業界の見解・取組みおよびリスクとベネフィットの理解の促進
- III. 会員企業のニーズに即した広報・広聴サービスおよび協力・連携
- IV. 化学業界他団体との連携強化：化学業界全体の広報活動の効果拡大・効率化の推進
- V. 世界の化学業界の一員としての一貫性あるメッセージの発信および業界共通利害の主張
- VI. 次世代を担う青少年に対する広報活動の実施

さらに、業界としての政策提言力や情報発信機能の強化・拡大などを目的に、中・長期的な広報活動のミッション・基本方針の見直しおよび効率・充実化を、委員会内の広報活動部会などをおして行っていく。

(2) 活動計画

重点課題Ⅰに関して

1) 化学産業に対する理解の増進

「夢・化学-21」キャンペーン事業(後述)において、化学産業の啓発活動を積極的に行う。

2) 定期刊行物の発行および印刷物・ウェブサイトによる化学業界動向、日化協活動などの紹介

- ① 日化協のウェブサイトを一般の人にさらに見て頂けるよう、引続き内容の充実を図る。
- ② 「グラフでみる日本の化学工業」2007年版の発行と2008年版の作成準備を行う。

3) ステークホルダーに対する広聴活動の一層の推進

化学業界のさまざまなステークホルダーやオピニオンリーダーなどに対して広聴活動を実施し、今後の日化協および会員企業の広報活動や方針作成の一助とする。また、円卓会議やさまざまな活動で知り合ったNPOなどと対話の促進を図り、分かりやすい広報活動の一助とする。

4) マスメディアへの積極的なPR

ニュースリリース、取材対応、レクチャーなどを通じ、協会の活動や主張をマスメディアへ積極的にPRする。また、記者とのコミュニケーションを一層密にし、広報・広聴活動に役立てる。

5) 消費者意識調査の実施

インターネットによる化学産業に対する意識調査の実施を検討する。

重点課題Ⅱに関して

1) 環境・化学品安全への対応および化学業界の自主的活動における広報

① 化学産業の将来に係わる課題への対応

化学物質の内分泌かく乱作用にとどまらず、EUにおけるREACH²（新化学品規制）や日本のNGOによる化学物質に関する法制定に向けた動きなど、化学産業の将来に係わる課題が国内外で起きている。そのため、それぞれについて、関係先や社会に対し分かりやすい主張を、ニュースリリース、取材対応、ウェブサイトへの意見掲載、刊行物の発行など通じて行っていくとともに、マスメディアとの定期的意見交換、プレスブリーフィング、キーパーソンおよび関連するNGOとの接触ならびに講演会の開催、関連シンポジウム・セミナーへの参加・対応、行政当局への広報・広聴などを実施していく。特に、環境省主催の「化学物質の環境リスクに関する国際シンポジウム」には、国際的な連携のもとで引き続き対応していく。

② レスポンシブル・ケア活動のより積極的な広報

レスポンシブル・ケア活動が化学業界の広報活動の大きな柱であることに鑑み、日本レスポンシブル・ケア協議会(JRCC)の広報活動に積極的に協力し、広報活動を支えていく。

③ LRI³、HPV⁴などの活動に関する広報

適時的確なニュースリリース、取材対応、広告などを行い、本活動の認知向上に努める。

2) 「化学物質と環境円卓会議」への対応

市民、行政、産業が環境リスク低減のための情報を共有し、相互理解を深めるためのコミュニケーションの場である本会議に参加し、化学業界の環境・安全への取組みに関する最新情報の提供、制作物の配布など、広報・広聴活動を継続的に実施していく。

3) 環境税反対に関する広報活動

環境税に反対する世論喚起に資するため、化学産業団体・地球温暖化対策協議会や経済広報センターなどと連携し、化学業界の地球温暖化対策に係わる広報活動を強力に推進する。

4) 関係省庁との情報交換の継続

5) 化学物質とリスク管理に関するパンフレットなどの配布

高校生向けのパンフレットを配布し、化学業界の化学製品安全に関する考え方を啓発する。

6) 工場災害防止・安全賞に関するビデオ作成

中国など海外への日化協の活動紹介のため、本活動に関するビデオの制作を行う。

重点課題Ⅲに関して

1) 広報NETの充実

² REACH : Registration, Evaluation and Authorization of Chemicals

³ LRI : Long-range Research Initiative

⁴ HPV : High Production Volume(高生産量化学物質)

日化協の活動概要に加え、経営や広報活動に役立つ情報・ノウハウなど、会員のニーズに沿った内外の関連情報のタイムリーな配信を継続する。

2) 広報研修会の実施

ワーキンググループでテーマを検討し、年間5回程度実施する。

3) 日本化学会の先生と会員企業との化学実験演示交流(講習)会

平成17年度から開始した、日本化学会の先生方と会員企業との小中学生向け実験演示に関する交流会を、会員企業の要望に応じ実施する。

重点課題IVに関して

1) 化学業界団体の広報連絡会の実施

化学業界の主要11団体で構成する化学業界団体広報連絡会は、各団体の広報活動情報やさまざまな活動のベストプラクティスの共有化、合同講演会の実施を行っているが、さらに教科書問題や以下の二項目などを、可能な限り協力して実施し、広報効果の拡大と効率化を図る。

2) 中学校・高校教員に対する環境教育の実施

東京都を中心とする中学校・高校教員への環境教育のために、日化協を中心とする化学業界各社や専門家の講師派遣などを実施する。

3) 教員向け工場見学会の実施

他の化学業界団体とも協力し、環境教育関係を中心に東京都小学校社会科研究会などを対象に工場見学会を実施する。

重点課題Vに関して

1) ICCAの広報活動との連帯

ICCA コミュニケーショングループの役割が拡大しており、この活動に積極的に協力していく。同活動への関与を通じて、コミュニケーションやコミュニケーションの基本方針をベースとしたレピュテーション広報の連帯強化を図る。

2) 海外諸団体・業界団体との関係強化

ICCAを始め海外の関係先との間でタイムリーな情報交換を積極的に行い、国内における広報活動の一助とする。

3) ウェブサイトの英文版の充実

重点課題VIに関して

1) 「夢・化学-21」キャンペーン事業

現在、本事業の活動の柱は、「実験体験」型の活動、次世代の科学技術を担う人材の育成を目的とした高校生向けの「全国高校化学グランプリ」および「国際化学オリンピック」なら

びに化学産業・化学の啓発事業の三つである。平成 19 年度も「国際化学オリンピック」、「夏休み子ども化学実験ショー」などについて、(独)科学技術振興機構および子どもゆめ基金に助成金を申請し、本事業の充実を図っていく。

- ① 子ども向けイベント：「夏休み子ども化学実験ショー」の継続開催(8月 24～26 日、於：日本科学未来館)のほか、科学技術館などでの週末実験教室の実施、全国約 10 の科学館での出前実験教室などを実施していく。また、これらのイベントを活用し、平成 19 年度もウェブサイトの充実を図る。
- ② 次世代育成事業：「全国高校化学グランプリ」の開催および「国際化学オリンピック」(ロシア大会)への派遣については、継続して実施する。「国際化学オリンピック」の 2010 年日本開催についても準備作業に協力していく。
- ③ 化学産業・化学の啓発：化学産業の啓発パンフである「地球の未来を化学がつくる」(改訂版)と化学の啓発パンフの「おもしろ化学史」(改訂版)を高校などに引続き配布する。また、中学生向け副読本「おもしろ化学質問 50」改訂し、中学校の指導者向け副読本「化学を楽しむ」の内容改訂を検討する。平成 18 年度は、身近にある化学製品に関する啓発のウェブサイト「化学ミュージアム」を日本化学会の協力を得て制作したが、平成 19 年度は同ウェブサイトに掲載する製品の数を増やし、充実を図る。

3. 国際活動委員会 (事務局 国際業務室)

(1) 企画および運営の方針

わが国化学産業の通商問題、アジア問題に関し、国内外において国際交流を深め、情報・意見の交換とグローバルな協力関係を推進する。WTO ドーハラウンドおよび地域/二国間自由貿易協定(FTA)は、わが国の化学産業にも甚大な影響を与えることに鑑み、国内外の化学関連団体および経済産業省との情報・意見交換や連携をとおして、十全な対応を図る。中国、ASEAN 諸国との対話・交流を深める。

(2) 活動計画

- ① WTO ラウンドにおける関税の分野別ハーモナイゼーションに関して、ICCA および行政当局において、わが国化学産業の意向が反映されるよう努める。フォーミュラカットに関しても、内外の各方面にわたる動きを注視しつつ、タイムリーに行政当局への意見具申を行う。WTO ラウンドにて取り上げられる化学産業に係わる諸問題、特に環境と貿易、アンチダンピングなどについても、行政当局に働きかけるとともに、ICCA としての統一見解に反映されるよう努める。

- ② ASEAN 諸国や韓国との FTA の交渉に関して、関連団体と調整し、経済産業省に意見を具申する。
- ③ WTO、FTA において議論されている原産地規則について、前年に引続き、化学業界としての意見を取りまとめ、具申する。
- ④ 中国との対話を進め、貿易摩擦など、両国間の問題解消に努めるとともに、両国化学産業の交流促進を図る。
- ⑤ 以下の会議への参加を通じて、経済産業省とも連携を取りつつ、アジア諸国の化学産業関係者との交流を図る。
 - WGCI⁵ (日本・アセアン化学産業の官民対話プログラム)
 - ACIC⁶ (アセアン化学工業協議会)
 - APEC⁷ 化学ダイアローグ
 - 日中省エネ・環境総合フォーラム
- ⑥ 通商ネットでタイムリーに有益な情報を流し、メンバー会社に対するサービスの向上に努める。

4. 経済・税制委員会 (事務局 産業部)

(1) 企画および運営の方針

- ① 企業の活性化や国際競争力強化と、そのための事業構造改革と新たな事業の創造に取り組む観点に立ち、化学業界の要望を取りまとめ、平成 20 年度税制改正要望として行政当局などに提出してその実現に努める。同時に、産業振興政策に関わる新たな税制の創設や環境税制などの議論については、情報収集や調査研究を行い、的確に対応していく。
当委員会に税制運営部会を置き、これらを推進する。
- ② 会員企業の経営判断に資するため、経済動向の調査分析や関連情報の提供および講演会などの開催などを行う。企業経営をめぐる諸課題に対応するため、商法等検討部会、安全保障貿易管理検討部会、規制緩和検討部会において調査研究などを行い、必要に応じ意見要望を取りまとめる。

(2) 活動計画

- ① 平成 20 年度税制改正要望へ向けて、日本経済団体連合会や諸団体と連携を取りながら、企

⁵ WGCI : Working Group for Chemical Industry

⁶ ACIC : Asean Chemical Industry Council

⁷ APEC : Asia Pacific Economic Cooperation

業税制に関する情報収集や化学業界への影響などの調査研究を行い、化学業界の要望を取りまとめ、9月度日化協理事会での承認後、財務省、総務省、経済産業省などに提出する。

- ② 委員の要望などに応じて、国税や地方税などの関係法令や通達などの改廃に関する情報収集や調査研究を行い、適宜説明会などを開催する。また、各種情報や関係資料などを適宜会員に提供する。
- ③ 一般経済動向および化学工業経済動向について、行政当局や調査機関などからの情報収集やその分析などを行い、日化協のウェブサイトや経済ネットなどを活用して、それらを随時会員に提供する。
- ④ 経済動向、経済や経営に関する課題、法令の制定改廃などについて、会員を対象に専門家などによる講演会や説明会を年数回開催する。
- ⑤ 安全保障貿易管理を中心として、外為法に定められた規制の遵守および合理的運用を目的に、部会委員や外部団体などの意見や情報の交換などを年数回行い、企業の輸出管理に役立つ資料などを会員に提供する。
- ⑥ 規制緩和に関し、過去の達成状況などを検討して行政当局などに要望を提出する。

5. 労働委員会（事務局 労働部）

(1) 企画および運営の方針

平成19年度は、「人事労務の次世代を担うリーダーの育成」として充実した国内研修および3年目(最終年度)を迎える「化学工業高齢者雇用推進事業」の実施を中心に、「労働法制や行政施策への対応」、「化学労働組合への適切な対応」などを主要事業課題として取り組んでいく。

なお、運営にあたっては「労働委員会」のほかに「労働委員会幹事会」（委員長、副委員長、事務局で構成）を適宜開催し、時々の課題に柔軟に対応していく。

(2) 活動計画

① 人事労務の次世代を担うリーダー育成

人材の育成に関しては、国内における「人事・労務の中核人材育成プラン」と「海外労働事情視察団の派遣」を隔年で交互に実施するとのこれまでの方針に基づき、平成19年度は、次世代を担う「人事・労務スタッフ育成セミナー」を実施する。

- ・(目的) 「経営における人事・労務の機能と今後の役割」を基本認識とし、人事・労務担当者としてももの本質を見極め、時代の変革の方向を踏まえつつ、自ら方針を立て、問題の解決を図り革新していく能力の涵養を図る。
- ・(構成) a) 人事労務部門の現状分析、b) 業務構造の変化と対応、c) 重点領域別実践的人材

育成の着眼点、の3部構成により、平成19年5月～平成20年2月までの間に、計8回のセミナーを実施する。

・(対象) 管理職昇進前または直後の人事労務企画担当者約20名

② 産業別高齢者雇用推進事業への取組み

平成19年度は、独立行政法人 高齢・障害者雇用支援機構より受託した「産業別高齢者雇用推進事業」の最終年度(平成17年度～平成19年度の3ヵ年計画)として委員会を主催、運営し、高齢者雇用推進ガイドラインの作成および普及活動を行う。

・ガイドラインの作成:平成18年度実施のアンケート調査および事例研究のポイント紹介、テーマ別事例集、高齢者雇用チェックリストなどを掲載する。

・普及活動:平成19年末～平成20年初頭に、説明会実施などにより普及活動を行う。

③ 労働法制見直し、行政施策への対応

平成19年度も労働関係諸法制、指針などの見直し・立法化が進められる見通しであるが、引続き以下のとおり対応する。

・会員への労働法制、指針などの見直し・立法化などの速やかな情報提供と意見集約

・化学業界としての意見の反映(日本経団連を通じて、または直接行政当局へ)

・その他行政諸施策に関する会員への情報提供など

④ 化学労働組合への適切な対応

・ICEM-JAF(日本化学エネルギー鉱山労働組合協議会)化学委員会との労使懇談会の継続実施(第33回、第34回)

⑤ 会員企業へ有用な労働情報の提供

会員企業からのニーズ・問合わせに的確に対応するとともに、適宜講演会を開催し、会員企業へ有用な労働情報を提供する。

・調査(労働条件等)

・情報BOX(FAX)、日化協ウェブサイトを通じた最新情報提供

・講演会の開催

6. 技術委員会(事務局 技術部)

(1) 企画および運営の方針

① 地球温暖化防止活動に関して、a)「化学産業団体・地球温暖化対策協議会」および「地球温暖化対策関係団体連絡協議会」に参画し、個別業界との連携をとおして推進、協力する。

b)「日中省エネルギー・環境ビジネス協議会」に参加し、化学工業界の省エネ技術の中国へ

の普及に努める。c) 経団連の進める環境自主行動計画においては引続き参画して温暖化ガス排出削減やエネルギー原単位の低減に努力し、活動内容のフォローアップを推進する。

- ② 化学企業の多様な電力に係わる課題と電気事業改革に対応するため、広く情報収集と調査研究を行う。
- ③ 日化協技術賞の表彰候補業績の選考を行い、化学技術の進歩向上と化学産業の技術開発振興を図る一助とする。
- ④ 必要に応じて技術的課題を中心とした情報収集や講演会などの行事を開催する。

(2) 活動計画

1) 地球温暖化対策ワーキンググループ

当ワーキンググループでは、CO₂、PFC および SF₆などの温室効果ガス排出抑制について、「自主行動計画」のフォローアップ調査と、平成 18 年度の経済産業省「自主行動計画フォローアップ」で指摘された課題についての検討を行う。また、地球温暖化問題に関する国際動向の把握に努めるとともに、経済産業省、環境省の各種審議会や日本経団連の委員会・ワーキンググループへの参加、発言をとおり、化学業界の意見を国の施策に反映させる努力を行う。さらに、「京都議定書目標達成計画」および「達成計画の見直し」に関連して、環境税創設問題や排出量割当取引制度などの新たな施策への対応策を検討する。またこれらの問題については、「化学産業団体・地球温暖化対策協議会」および「地球温暖化対策関係団体連絡協議会」と緊密に連携して対応していく。

2) 電力部会

電力料金の見直し、自家発電の効率運用、電力安定供給の確保などに関する課題について、情報収集と調査研究を行う。また、会員企業を対象に電力アンケート調査を実施し、自由化範囲拡大の影響を中心に把握して意見、提言を取りまとめ、関係先へ提出する。

3) 技術賞表彰

第 39 回日化協技術賞(総合賞、技術特別賞、環境技術賞)の表彰を行い、また第 40 回の募集および審査を実施する。

7. 環境安全委員会（事務局 環境安全部・化学品管理部）

(1) 企画および運営の方針

- 1) 化学工業における環境保全、保安防災、労働安全衛生、化学品安全の取組みに万全を期すため、国際的、国内的な環境・安全に係わる諸問題について、最近の動向の把握とその周知を図るとともに、化学業界の立場と意見の反映を図り、環境・安全に関する自主活動を、関係

諸団体・機関と連携し推進する。

- 2) 環境安全委員会の事業を推進するために、環境・安全の諸課題の受け皿および対策の推進母体として環境部会、保安防災部会、労働安全衛生部会、化学品安全部会を適宜開催し、対応を図るとともに、各部会の範囲を超える課題についてはタスクフォース形式のワーキンググループを設置し、事業の推進を図る。
- 3) ICCA 対策委員会および他の業務委員会、関係ワーキンググループと協力して、ICCA、BIAC⁸、OECD⁹、国連の各機関などの国際機関の環境・安全に関する諸活動に積極的に参画・関与し交流を図るとともに、化学業界への取組みの反映を図る。

(2) 活動計画

1) 運営幹事会

環境安全委員会全般に係わる重要事項および各部会に横断的に係わる重要事項を検討し、委員会の運営の機能化・効率化を図る。各部会の活動状況を掌握・補佐し、環境安全委員会としての活動方針を審議して環境安全委員会(または環境安全委員長)に諮る。

2) 環境部会

<企画および運営>

- ① レスポンシブル・ケア活動の中核となる、自主管理による大気、水質などへの有害物質の排出実態の把握と削減対策の推進、産業廃棄物の削減・リサイクルの促進などに係わる進捗状況の把握と対策推進を図る。
- ② 部会に参画する会員企業・団体との緊密な連携を推進するため、原則として環境部会を毎月開催し、環境関連法規制、環境関連行政の動向などの把握結果およびその紹介ならびに会員からの意見集約とその結果を反映すべく適切な対応を図る。

<活動計画>

- ① PRTR 法見直し審議への対応
 - ・ PRTR 法に基づく「制度見直し審議」(中環審・産構審合同審議)への対応を図る。
(PRTR 法対象物質および PRTR 法届出項目などの見直し議論への対応)
(PRTR 法届出量算出状況、届出外排出量算出方法見直し議論への対応)
- ② 水質規制に係わる対応
 - ・ 水生生物保全「対象物質追加審議」などに係わる対応を図る。
 - ・ 閉鎖性海域(3 大湾水質総量規制)の業種別基準値設定への対応を図る。
- ③ 大気規制(例：新たな「有害大気汚染物質指針値」設定)などへの対応を図る。

⁸ BIAC : The Business & Industry Advisory Committee to the OECD(経済産業諮問委員会)

⁹ OECD : Organization for Economic Cooperation and Development

- ④ 日化協自主管理活動の継続実施
 - ・ 日化協 PRTR(含：日化協 VOC)自主管理の実施
(VOC 自主管理に兼用中である「日化協 PRTR 集計」調査とその解析フォロー)
 - ・ 有害大気汚染物質(日化協排出量)と全国モニタリング結果との比較検討を行う。
- ⑤ 産業廃棄物・リサイクルに係わる取組みの推進
 - ・ 廃棄物削減自主行動計画の推進継続、産業廃棄物調査の実施(CJC¹⁰ 調査、経団連調査)
 - ・ 廃棄物処理法の見直し、改正の動きに対する対応を図る。
 - ・ 廃棄物移動量(PRTR 法)の追跡議論への対応を図る。
- ⑥ その他の環境に関する課題
 - ・ ダイオキシン、PCB 関連規制(ダイオキシン類の新たな発生源規制など)の動向把握と必要な対応、ならびにその他の POPs¹¹ に関する規制動向の把握と必要な対応を図る。

3) 保安防災部会

<企画および運営>

- ① レスポンシブル・ケアの一環として製造・物流に係わる安全の確保に必要な指針・要領などを普及する。
- ② 危険物、毒劇物、高圧ガスなどに係わる安全を確保するため、各種保安規則・基準への対応およびその周知徹底を図るとともに、事故防止のための自主的取組みの強化を図る。
- ③ 国連危険物輸送専門家委員会(UNCETDG¹²)、国際海事機構(IMO¹³)などの国際機関の会合などに参加し、危険物輸送に関する国際動向を把握し、周知徹底を図るとともに、国内危険物輸送に関する対応を図る。
- ④ 分類調和ワーキンググループと連携して、GHS¹⁴ の国内での実施に向けて保安防災および危険物輸送に関する対応を図る。
- ⑤ 国内危険物輸送について、関連法規と国連勧告との整合性の確立に向け、関係諸団体と連携し推進する。

<活動計画>

- ① 保安防災に係わる規則、基準などの改正にともなう重要情報の会員への周知と、必要により行政当局への働きかけを、危険物保安技術協会、高圧ガス保安協会などと協力しながら行う。

¹⁰ CJC : Clean Japan Center(財団法人クリーン・ジャパン・センター)

¹¹ POPs : Persistent Organic Pollutants (高残留性有機汚染物質)

¹² UNCETDG : United Nations Committee of Experts on Transport of Dangerous Goods

¹³ IMO : International Maritime Organization

¹⁴ GHS : Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals

- ② 化学物質に起因する事故の防止および安全管理の向上を図るため、会員企業の取扱う化学物質の安全情報の整理の取組みを積極的に支援する。
- ③ 危険物の優良事業所認定制度の検討に参画し、自主保安対策促進を支援する。
- ④ 国民保護法の成立と昨今の国際テロの脅威を勘案して、平成 19 年度より経済産業省が検討開始予定である化学プラントにおける危機管理体制の構築検討に対して、経済産業省と連携してこれを支援する。
- ⑤ 化学業界としてイエローカードの普及啓発に努めるとともに、緊急時応急措置指針を活用した個品対象の容器イエローカード(ラベル方式)の導入を促進する。また、行政当局・関係業界への協力を行う。〈危険物輸送サブ・ワーキンググループ〉
- ⑥ 船舶・航空輸送に関する国内外への対応(危険品貨物情報室の事業活動を含む)を図るとともに国内危険物道路輸送に関する関係保安法規ならびに指針・要領などの普及、セミナーによる啓発の推進を図る。〈危険物輸送サブ・ワーキンググループ〉
- ⑦ 国内の危険物輸送に関する国内法(消防法、毒劇法、高圧ガス保安法など)と国連勧告との整合性について検討し、会員企業と協力して必要な対応を図る。
- ⑧ 保安防災の観点から分類調和ワーキンググループの取組みを支援し、GHS 中の物理化学的危険性と危険物輸送に関して会員企業への周知と支援を行う。

4) 労働安全衛生部会

〈企画および運営〉

- ① 労働安全衛生に係わる法規制、基準などの行政関連課題への対応を図るとともに、業界の意見の反映を図る。
- ② 労働災害防止のためのシステムとして、OSHMS¹⁵ の普及、定着を図る。
- ③ 国際機関の動向を把握し、これに対する適切な対応を図る。
- ④ 化学業界の労働安全成績に関する自主的調査を継続的に実施し、安全衛生水準向上のための施策に役立てる。

〈活動計画〉

- ① 労働安全衛生に関する法律、政令、規則、通達などの改正にともなう重要な情報を会員に伝達し、必要に応じ意見の調整、関係省庁との折衝などを行う。
- ② 石綿製品の代替化の推進および適切な管理〈石綿代替化検討サブ・ワーキンググループ〉石綿製品の全面禁止に向けて、安全の確保を最重点として、代替化の推進を会員各社に要請するとともに業界として推進のための実験を平成 18 年度に引続いて行う。また、代替

¹⁵ OSHMS : Occupational Safety and Health Management System (労働安全衛生マネジメントシステム)

化推進のためガイドラインを作成する。

③ OSHMS への対応

OSHMS 促進協議会と協力しながら OSHMS の普及、定着を図る。また、OSHMS に係わる他の業界の情報などを会員へ伝える。

④ 労働安全衛生実態調査の実施、および報告書の作成

平成 19 年度も労働安全衛生実態調査を実施して、報告書を作成するとともに、労働安全衛生実態調査を開始して 30 年が過ぎたことから、30 周年誌を発刊する。

⑤ 厚生労働省、中央災害防止協会の化学物質管理などの委員会に参画して、必要な意見を述べるとともに情報を会員へ伝達する。

⑥ その他関係団体との情報交換・連絡、調整、交流(参加、推薦を含む)を行う。

5) 化学品安全部会

<企画および運営>

① 化学物質管理に係わる法規制、基準・試験方法などの行政関連課題への対応を図るとともに、業界の意見を集約し、その反映を図る。

② 環境安全委員会および ICCA 対策委員会内に設置される大型タスクフォース以外の国内・海外法規制の動向把握と対応を図る。

③ 環境安全委員会分類調和ワーキンググループとの連携を図る。

④ 既存化学物質の安全性点検の推進を図る。

<活動計画>

① 「官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラム(通称：ジャパンチャレンジプログラム)」の積極的な推進を図る。

・コンソーシアムでの取組み支援とカテゴリー・アプローチの促進

・試験計画書、報告書の作成支援と提出の促進

② GHS 国内導入への対応

・平成18年12月に施行された改正労働安全衛生法の円滑な運用を目指し、会員企業の導入状況を把握・注視し、その導入、促進を強力に支援する。

・各国の導入状況にも留意し、国内外の制度的見直し取組み状況について情報収集するとともに、業界の意見を集約し、その反映・対応を図る。<分類調和ワーキンググループと協力>

・改訂MSDS-JISおよび新設されたラベル表示-JIS作成に対応した「日化協GHS対応ガイドライン」の普及・啓発に努める。

<MSDS・ラベル作成指針サブ・ワーキンググループ>

③ 国内・海外法規制の動向把握と対応 <化審法サブ・ワーキンググループ>

- ・産業構造審議会化学物質管理政策基本問題小委員会の中間取りまとめを受けて、内外における化学物質管理政策に関する動向を注視し、化学物質排出把握管理促進法(化管法)および化学物質審査規制法(化審法)の見直し・改正に対する対応を図る。
- ・海外(中国・韓国)法規制への対応を図る。
- ・新規化学物質の登録制度の国際相互認証作業への対応を図る。
- ・化審法における各監視物質から特定化学物質への移行判断において、リスク評価導入を検討するプロジェクトが経済産業省を中心に発足。当ワーキンググループからも委員が参画し、産業界の意見反映を図る。

④ 化学品に係わる情報把握と情報発信

- ・MSDSライブラリーの普及・拡充を図る。<化学品情報サブ・ワーキンググループ>
- ・化学物質の法規制データベースの維持と拡充を図る。

<化学品情報サブ・ワーキンググループ>

- ・OECDテスト・ガイドラインの動向把握と対応を図る。

<化審法サブ・ワーキンググループ>

⑤ 化学物質検索システム構築

化学物質の取扱い関係者を対象として、利便性の高い化学物質検索システムを目指し、NITE 化学物質総合検索システムとも連携の上、化審法整理番号、CAS 番号、EINECS 番号、国連番号などのデータベース登録番号間の連関表の整備や、検索マニュアル作成を行い、本システムの構築に努める。<化学物質検索システム構築プロジェクト>

6) 安全表彰会議

<企画および運営>

- ① 優れた安全成績をあげた日化協または JRCC の会員事業所および会員関連事業所を表彰し、その努力と成果を広く発表し、業界全体の安全意識の高揚、安全対策の向上を図る。
- ② 安全に関する所定の資格要件に合致する日化協法人会員事業所に対し、無災害事業所申告制度の推進を図る。

<活動計画>

- ① 安全に係わる模範的な活動を行い、かつ安全成績の優秀な事業所の表彰候補の審査
- ② 安全表彰事業所を中心とする安全管理活動状況発表<安全シンポジウム>
- ③ 無災害事業所申告制度の推進

7) エンドクリン・ワーキンググループ

<企画および運営>

- ① エンドクリン問題への対応基本方針(案)および政策(案)の策定を行う。
- ② 行政、学会、マスメディアおよび一般社会の動向に配慮しつつ、個々の化学物質の枠を超えて、総合的にエンドクリン問題への対応を図る。
- ③ エンドクリン問題から派生した諸問題への対応を図る。

<活動計画>

- ① 行政動向への対処および業界支援
 - ・ 経済産業省、環境省、厚生労働省などの行政動向の把握および化学業界としての意向反映の活動
 - ・ 関係団体、企業間の情報交換の推進
- ② 広報関連
 - ・ 一般市民に根強く残る環境ホルモン(化学物質の内分泌かく乱作用問題)の認識に対応する広報戦略の提案および実行にあたって広報部門をサポートする。
- ③ エンドクリン研究関連
 - ・ LRIエンドクリン研究に対する助言およびサポート
 - ・ OECDテスト・ガイドラインなど、エンドクリン関連評価手法の開発動向を把握するとともに化学品安全部会と連携して対応を図る。

8) 分類調和ワーキンググループ

<企画および運営>

GHS については、OECD(健康・環境有害性の分類)、UNCETDG(物理化学的危険性の分類)およびILO(危険有害性の情報伝達)におけるそれぞれの作業が2001年の6月をもって終了した。これらの結果は統合され、国連経済社会理事会に新たに設けられたGHS 専門家小委員会(GHS-SC)において、2003年7月には国連勧告が発効し、2005年7月には一次修正が認められた。

各国政府においては、関連法規・規則類をGHSに合致するように速やかに改定し、遅くとも2008年までには世界全体がGHSで統一される予定である。

分類調和ワーキンググループでは、GHSの日本への導入に関して、情報の収集を進めるとともに、業界の意見を集約し、その反映を図る。

<活動計画>

- ① 労働安全衛生法の一部改正により、平成18年10月20日に改正労働安全衛生法施行令などが公布され、同年12月1日より施行された。会員企業・団体に対する相談窓口など、

施行後のフォロー、支援を行うため、最大限の努力を継続する。

- ② GHS 分類ガイドライン、MSDS・ラベル作成指針について、説明会の開催など、会員企業への周知・啓発を推進する。
- ③ GHS 導入に向けた既存の各法律との整合化が課題であり、国内での実施へ向け、関係省庁への意見具申を行う。
- ④ 国連 GHS-SC に参加し、各国・地域での GHS 導入の動向、2007 年 7 月に行われる GHS 文書の第二次修正の内容など、国際動向の把握に努めるとともに、OECD が進める新たなエンドポイントの検討を注視する。
- ⑤ GHS 行政分類に対して、CMR などの分類リスト対策も含めて、意見書などの整理を行い、優先順位を設けた上で、鋭意産業界の意見反映に努める。

9) ユーザー対応ワーキンググループ

<企画および運営>

「グリーン調達」はユーザー業界に限らず広く普及しつつあり、徐々に強化される動きがある。一方、国際的にサプライチェーンをとおした情報の共有化の要求や、手法の統一、国際標準化を模索する動きがあり、行政当局もこの動きに注目している。状況は流動的で化学業界の負担が増すことも考えられる。これら情勢を十分に考慮しながらワーキンググループの企画・運営を行う。

- ① 内外の新旧の法規制やユーザー業界、行政当局の動きなどの情報を収集・解析して化学業界としての対応策を検討する。
- ② 国内外の動きに対応する観点からの対応策を検討する。
- ③ 化学業界独自の仕組みの定着を検討する。

<活動計画>

- ① 電気・電子業界、自動車業界などのユーザー業界および行政当局との意見交換を促進し、化学業界・ユーザー業界にとって合理的なシステムの実現に努める。
- ② 国際的な業界の動向、国際的な法規制などの情報収集と解析に努める。
- ③ 欧米の化学業界と協力し自動車業界、電気・電子業界への対応を考える。
- ④ 関連団体との共同作業を推進する。

10) リスクアセスメントシステム

<企画および運営>

- ① 事業者が化学物質を取扱う際のリスクを定量的に評価する「Risk Manager」を平成 17 年度より提供開始しており、このソフトウェアが有効に活用されるための活動に注力する。

<活動計画>

- ① 「Risk Manager」の普及活動を進めるとともに、ユーザーからの要望に適切に対応する。

11) 新規課題対応ワーキンググループ

<企画および運営>

- ① バイオモニタリングなど化学物質の安全性に係わる新規課題への対応について基本方針の策定を行う。
- ② 行政当局、学会、マスメディアおよび一般社会の動向に配慮しつつ、市場に創出される新技術、新規化学物質(ナノマテリアルなど)の安全性問題への対応を図る。
- ③ 上述に関連し ICCA、ACC¹⁶、CEFIC¹⁷ などとの国際的な協調を図る。

<活動計画>

- ① 新規課題に係わる国内外の動向を把握するとともに、LRI 研究課題としての取組みを検討する。

12) 化学品安全物流情報整備検討ワーキンググループ

<企画および運営・活動計画>

昨今の化学品の輸送形態の多様化ならびに種類および量の増加にともない、化学製品の総合的な物流安全情報の整備を求める声が高まりつつある。このような状況を踏まえ、安全物流情報整備のあり方について、内外の関連調査を行った上で、化学品安全輸送情報センター設立の要否も含めて検討を推進し、答申を行う。

8. ICCA 対策委員会 (事務局 化学品管理部)

(1) 企画および運営の方針

2002 年の WSSD¹⁸(ヨハネスブルグ・サミット)での「2020 年までに化学物質の製造と使用がヒト健康・環境に与える悪影響を最小化する」との決議を受けて、2006 年 2 月、ドバイにおける UNEP¹⁹ の ICCM²⁰ 会議において SAICM²¹(国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ)が採択され、産業界にも化学物資の安全使用に対する取組みが従来以上に求められている。平成 19 年度も、HPV と LRI の活動を中心に、環境安全委員会他の委員会と連携しながら取り進めるとともに、JRCC との連携のもと、プロダクト・スチュワードシップの充実に努める。

¹⁶ ACC : The American Chemistry Council (アメリカ化学工業協会)

¹⁷ CEFIC : European Council on Chemical Industry Federation (欧州化学工業連盟)

¹⁸ WSSD : World Summit for Sustainable Development

¹⁹ UNEP : United Nations Environment Programme(国連環境計画)

²⁰ ICCM : International Conference on Chemicals Management

²¹ SAICM : Strategic Approach to International Chemicals Management

(2) 活動計画

1) ICCA HPV イニシアティブ

OECD では 2010 年に 1000 物質の評価完了を新たな目標としてプログラムが継続されているが、2006 年 10 月開催の第 23 回評価会議(SIAM²² 23)時点での評価完了は 733 物質 (ICCA : 476 物質 内数)という結果となっている。

他方、欧州で成立した REACH への対応が OECD の HPV プログラムの促進につながるよう、OECD と欧州委員会との間で、双方のデータの取扱いについての調整も進行中である。平成 19 年度は、以下の業務を重点課題とする。

- ① 日本企業が参画している物質について、進捗状況の確認と提出の促進を図る。
- ② ICCA HPV イニシアティブの進捗状況をフォローし、情報提供する。
- ③ 欧米の HPV を始め既存化学物質の評価に関連する諸活動をフォローし、情報提供する。

2) Long-range Research Initiative(LRI)

<企画および運営>

- ① ICCA への的確な対応により欧米との協調を図り、遅滞なく LRI を推進する。
- ② 従来の 4 つの研究分野(内分泌かく乱物質、神経毒性、化学発がんおよび過敏症)に新たに「リスク評価の精緻化(仮称)」を加えた 5 分野と、これらの分野に共通した(分野共通)研究を行う。
- ③ ICCA の LRI Global Research Strategy で Pilot Study として決定された Bio-monitoring Project への対応を図る。
- ④ 日化協における研究ニーズを把握するため、エンドクリン・ワーキンググループ、新規課題対応ワーキンググループとの連携を図る。

<活動計画>

- ① 平成 18 年度(第 7 期)研究
 - ・ Annual Report、研究概要書の刊行(平成 20 年 3 月末)
- ② 平成 19 年度(第 8 期)研究
 - ・ 研究公募(平成 19 年 3-5 月)、審査(6-7 月)、採択研究の決定(8 月)
 - ・ 研究モニタリングの実施(9-11 月)
 - ・ 中間報告書の受領と評価(平成 20 年 3 月)
- ③ 平成 20 年度(第 9 期)研究
 - ・ 研究分野毎にテーマの決定、募集要項作成(平成 20 年 2 月)

²² SIAM : SIDS Information Assessment Meeting

3) ICCA Global Product Strategy (GPS)

2006年2月のドバイでの ICCM 会議に呼応して、ICCA としてもサイドイベントを実施し、RC 世界憲章および GPS の骨子を公表した。

平成 19 年度は、JRCC との連携のもと、GPS の具体化を推進する。

4) OECD 化学品プログラムへの対応

化学品ビジネスのグローバル化、SAICM、GHS の導入、REACH の成立などを背景に、国際的な化学品管理プログラムにおける OECD との連携がますます重要となっており、ICCA・BIAC の OECD 関連活動をフォローし、日本の意見を発信する。

<重要案件>

- ① OECD テスト・ガイドライン開発への対応
- ② HPV プロセスと REACH 登録プロセスの調和
- ③ 化学物質安全性情報データベース構築
- ④ QSAR²³ 開発 など

5) その他

平成 19 年度は、主として以下の項目に重点を置く。

① SAICM

2006年2月ドバイにおける UNEP の ICCM 会議にて SAICM が採択された。産業界としての SAICM への対応を、国際的な協力のもと検討し、実行する。

② POPs(ストックホルム条約)のフォロー

新たに PFOS²⁴ などが POPs 候補として提案されており、その進捗をフォローする。

9. REACH 関連

欧州の新しい化学物質規制法 REACH の法制化については、2006年12月に欧州議会、ならびに閣僚理事会での修正案承認を受けて成立し、2007年6月1日からの施行が決定した。

今後、会員企業を始め化学業界の REACH 対応への支援体制を検討する。

REACH については、その影響が多くの上記委員会に関連するため、事務局に REACH タスクフォースを作り、各委員会の活動と密接な連携を図るものとする。

²³ QSAR : quantitative structure-activity relationship

²⁴ PFOS : Par-Fluoro-Octane-Sulfonate

Ⅲ. 自主事業の活動計画

1. 研修センター

(1) 企画および運営の方針

当センターは、平成5年6月に設立され、ISO9000、ISO14000 シリーズに基づき、化学企業における品質・環境マネジメントシステムの構築、内部監査員・外部審査員の養成および相談・アドバイス業務を実施し、会員企業における品質・環境マネジメントシステムのレベル向上に貢献してきたが、単なる審査登録のための研修ではなく化学業界ほかの業務革新につながるような研修を提供し、力量のある内部監査員養成に焦点をあてる。

(2) 活動計画

- ① 化学業界ほかの業務革新につながる品質および環境マネジメントシステムのレベル向上のための内部監査員研修事業

ISO9000 ファミリー規格およびISO14000 シリーズ規格に基づき、品質および環境マネジメントシステム内部監査員の力量向上のために、長年培った経験をもとにテキストを改訂し、内部監査員研修コースを中心に定期開催する。また、平成18年度に引続き、関西化学工業協会との協力のもとに関西地区での開催を行う。

企業毎の需要が異なる内容の研修は、個別企業毎への出張研修として対応していく。

- ② 供給者を監査できる外部審査員研修事業

内部監査員の上級コースと位置づけ、企業が供給者の能力を評価するために必要な監査技術を養成する。長年培った経験をもとにテキストを改訂し、供給者の品質マネジメントシステムを審査できる4日間程度の外部審査員研修コースを需要がある企業への出張研修として対応していく。

- ③ 「改善審査」の実施

企業などにおける、ISO規格に基づく品質マネジメントシステムまたは環境マネジメントシステムの第三者審査登録の受審準備、さらには審査登録後の課題であるパフォーマンスの継続的改善を目指す企業などの支援を目的とする非登録非認証の審査(「改善審査」)を引続き実施していく。(審査はISO19011:2002に基づき実施する)

- ④ 相談・アドバイスなどの実施

企業などの要請に応じ、出張で品質マネジメントシステムまたは環境マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善などの具体的な実施方法についての個別の相談・アドバイスを引続き実施していく。

2. 日本化学試験所認定機構 (JCLA)

(1) 企画および運営の方針

ISO 規格に基づく認定に関しては、これまで環境関係の試験所の認定が中心であったが、平成 18 年度は飲料水、プラスチック、および食品などの分野に拡大し、認定試験所も多様化してきた。今後とも人の健康と安全に係わる試験分野の認定の要求が増加するものと期待される。平成 19 年度は、これらの分野での認定業務を積極的に進める。計量法に基づく特定計量証明事業者の認定(MLAP)に関しては、平成 18 年度は更新審査も一段落し、フォローアップ調査を開始した。平成 19 年度は引続きフォローアップ調査を継続するとともに、認定事業所に対する技能試験が計画されていることから、認定機関としてそのフォローを行う。

また、試験所認定制度の広範な理解を得るために、説明会の開催、マスメディアへの情報提供およびインターネットを利用した広報活動を積極的に行っていく。

(2) 活動計画

1) 認定審査の実施

平成 18 年度の ISO 規格に基づく審査の実績見込みは、新規の認定申請が計画を上回り 13 件となったことから拡大審査および維持審査を含めて 56 件となり、前年度に対し大きく増加した。ISO 規格に基づく平成 19 年度の審査計画としては、新規認定審査の申請受付目標を 7 件とし、維持審査は拡大審査を含め 51 件、再審査は 8 件と全体で 66 件の審査を予定している。特定計量証明事業者の認定(MLAP)に関しては、平成 18 年度は更新審査とフォローアップ調査を中心に 10 件の審査を実施した。平成 19 年度はフォローアップ調査を引続き実施する計画であり、9 件の審査を予定している。

2) 審査プロセス関連

- ① ISO 規格改訂にともなうマネジメントシステムの定着
- ② テクニカルノートの見直し

3) ISO/IEC 17025(改訂)への対応

認定審査基準に適用している ISO/IEC 17025 が 2005 年度に改訂されたが、これにともなう認定試験所の新規格への移行審査を平成 19 年 6 月までに完了する計画である。

4) 特定計量証明事業者認定

平成 19 年度は技能試験を予定しているが、その結果を今後の審査に活用していく計画である。

5) 広報活動

- ① 試験所認定制度の普及と理解を深めるためのセミナーの実施を計画する。(試験所認定機関

連絡会と共催)

- ② マスメディアなどへの情報提供などにより、一般のデータ利用者へ試験所認定制度の啓発を図る。
- ③ インターネットを利用した JCLA の紹介および認定審査に関する情報の公開を推進する。

6) 内部監査およびマネジメント・レビュー

内部監査は規定に従い、半年に 1 回実施する。実施時期は 8 月および 2 月とし、これらの結果を平成 20 年度のマネジメント・レビューにつなげていく。

7) APLAC(アジア太平洋試験所認定協力)

総会への参加を含め、APLAC からの情報を JCLA の活動に活用する。

IV. 関連組織の活動計画

1. 日本レスポンシブル・ケア協議会 (JRCC)

(1) 企画および運営の方針

平成 19 年度は、平成 17 年 11 月に JRCC 企画運営委員会にて承認された新 RC 中期計画の 2 年目にあたり、基本方針としては、新中期計画の方針どおり、

「『環境・安全に関する日化協基本方針』に則り、日化協との連携による RC 世界憲章の浸透に努める」

こととする。

重点推進事項も新中期計画に則り、以下の 6 点とする。

- 1) プロダクト・スチュワードシップ(PS)の一層の強化、推進
- 2) RC 活動の継続的な改善推進と普及
- 3) 検証活動の充実による説明責任の遂行
- 4) RC 活動の社会に対する認知度のさらなる向上
- 5) ASEAN 諸国に対するキャパシティ・ビルディングの推進
- 6) JRCC 運営体制の機能強化

また、特に 1) から 4) の重点推進事項においては、平成 16 年度に顕在化したコンプライアンス問題に対する対応方策を織り込むこととする。

(2) 活動計画

1) プロダクト・スチュワードシップ(PS)の一層の強化、推進

世界的な化学物質管理のさらなる充実が求められる中で、RC 世界憲章に謳われている PS をより一層強化する目的で、グローバルな化学物質管理に関する戦略(GPS)の目標達成に努める。

新中期計画の重点方策は、以下の 3 点である。

- ① リスク評価とリスク管理システムの策定および実施
- ② サプライチェーン業界、団体とのリスク管理に関する共同計画の策定および実施
- ③ リスク評価に関連する情報管理システムの構築

平成 19 年度は、平成 18 年 3 月に発足した PS ワーキンググループにおいて、引続き日化協と連携して、具体的方策を推進していくこととする。

2) RC 活動の継続的な改善推進と普及

以下の方策を推進することにより、会員および会員関係会社のパフォーマンスの継続的な改

善を推進、支援するとともに、会員の相互情報交流を深め、RC活動のレベルアップを図る。

① 会員交流会、勉強会の企画立案

平成18年度に引続き、テーマを以下の重要な5点に絞り込み、それに沿って会員交流ワーキンググループで会員交流会、勉強会を企画立案し、実施する。

- ・世界憲章(浸透を目的に)
- ・コンプライアンス(平成16年度に問題が顕在化)
- ・検証活動(検証活動内容紹介、受審件数拡大支援)
- ・リスクコミュニケーションおよびリスクマネジメント(GPSとの絡み)
- ・保安防災(トラブル増加傾向、地震に対する対策)

② RCベストプラクティスの共有推進

上記交流会で参加メンバー全員が、成果を共有できるよう、分科会活動を充実させることとする。そのため、各分科会をワーキンググループ委員で分担、フォローする。

平成18年度に新設したレスポンシブル・ケア表彰制度(個人やグループを対象とする)に則って第1回の表彰を行うと同時に、RC活動をより一層推進するためのインセンティブとして今後周知を図る。

③ 会員のグループ企業登録の積極的推進

対象企業に限りがあるため、正規会員数については、既に飽和状態にある。その代わりに、今後RC活動の裾野をさらに広げる意味で、会員のグループ企業登録の積極的推進を図っていく。

3) 検証活動の充実による説明責任の遂行

以下の方策を推進することにより、検証活動の一層の充実を図り、活動の透明性を高める。

- ① 具体的には、「検証受審会員数の拡大」と「検証内容の充実」を掲げ、推進していく。
- ② 目標受審率を現状22%から3年計画で50%まで高めることを目標とする。新規受審会員企業数は、平均10社/年を目標とし、リピート受審を含めた目標受審件数を20件/年とする。
- ③ 現状の受審状況を解析し、新規受審対象企業を絞り込み、特定する。その対象企業を検証ワーキンググループ/JRCC事務局が中心となり勧誘訪問を行う。
- ④ 検証内容の充実としては、以下の点に注力する。
 - ・報告書検証の中身の拡充
 - ・活動検証における現場巡視の充実
 - ・ISOとの差別化の推進

4) RC 活動の社会に対する認知度のさらなる向上

以下の方策を推進することにより、RC 活動の成果について、幅広くステークホルダーから評価を受けるとともに、対話を通じ相互理解が得られるように努める。

① 認知度向上のための方策

当協議会が今後とも、RC 活動を通じて、社会とともに発展していくために、報告書報告会、地域および市民対話、PS ワーキンググループ(サプライチェーン業界との共同計画)および広報活動などの場において、常にステークホルダーの幅をさらに広げることに努力すると同時に、活動の成果をアンケートなどにより確認を行い、以下の活動に活かすことに努めることとする。

② 報告書ワーキンググループ関係

内容については、カラー化を充実させ、読者が興味を持つ報告書作りを目指す。

また、できあがった報告書をより幅広いステークホルダーに読んで、評価して頂くべく、以下の点に注力する。

- ・会員外の重要ステークホルダーの RC 報告会への参加増を図る。
- ・新聞・雑誌などの広報活動にさらに幅広く展開する。
- ・報告書の配布先について見直しを行う。

③ 対話ワーキンググループ関係

地域対話については、15 地区を 2 年で一巡するペースを継続し、対話の中身の充実化を図る。具体的には、以下の点に注力し、対話のさらなる質の向上を目指す。

- a) 平成 18 年度より地区代表幹事会を年 1 回から 2 回に増やし、各地域代表幹事間の情報交換を促進することができたことから、平成 19 年度も年 2 回開催を継続する。
- b) 対話ワーキンググループ委員も地域対話、地区代表幹事会に積極的に参加し、実施状況、課題、評価などのフォローに努める。
また、リスクコミュニケーション研修会(年 1 回)を継続し、会員の対話スキル能力向上を図る。
- c) 市民対話については、相互理解をより深め、対話情報が社会に広く周知されるように、適切な対話相手とテーマを選ぶことを基本方針として、少なくとも 1 回/年(於：東京、関西)を着実に実施していく。

5) キャパシティ・ビルディングの推進

キャパシティ・ビルディングについては、JRCC 重点推進事項の一つとして、ASEAN 諸国に対して指導的役割を果たす意味で、一層の支援活動を行う。

① RC の普及支援(JETRO)

JETRO の委託事業下、支援ロードマップに従い、RC の普及活動を、積極的に推進する。

RC 普及支援先は、ベトナム、インドネシア、ミャンマーを予定。

- ② GHS、RC の普及支援(AOTS²⁵ ; 主たる支援先、CLM(カンボジア、ラオス、ミャンマー))
を予定。

RC と GHS 基礎コース受入研修(対象、CLM プラス ASEAN5 カ国)。

上記基礎コース修了者を対象に、GHS 上級コースをタイで開催予定。

GHS 上級コース修了者を対象に、GHS ポストアドバンスコースを日本で開催予定。

6) JRCC 運営体制機能強化

今後、新中期計画を実行する上で、現行運営体制の機能強化が求められており、以下の強化
実行と見直しを図る。

- ① JRCC 規約・規則類の改定

JRCC 発足後 10 年が経過したことを機に、規約・規則類の改定を行った。改定した規約・
規則類を周知徹底し、組織としての機能強化を図る。また、これに基づいてワーキンググ
ループの改廃、新設も行ったが、今後も必要に応じて組織の見直し、強化を行う。

7) その他

- ① ICCA/RCLG メンバーとしての国際協調活動の積極推進

RCLG メンバーとして、2007 年 5 月マイアミで開催予定の RCLG 運営グループ会議、同
年 10 月パリで開催予定の RCLG 会議および電話会議による運営グループの活動へ積極的
に参加し、日本の意見の反映と協力を努める。

- ② APRO(アジア太平洋レスポンシブル・ケア機構)メンバーとしての RC 活動の推進

APRO メンバーとして、電話会議ならびに 2007 年 11 月クアラルンプールで開催予定の
APRCC(アジア太平洋レスポンシブル・ケア会議)へ積極的に参加し、ASEAN 諸国、イン
ドなどにおける RC 活動推進に貢献する。

- ③ 会員の動き

1 社(石原産業(株))が退会し、平成 19 年度より、会員数は 103 社から 102 社となる。

2. 化学標準化センター

(1) 企画および運営の方針

化学業界共通の標準化課題の検討および取組みを行う。また、標準化活動の推進を図るため

²⁵ AOTS : The Association for Overseas Technical Scholarship(財団法人 海外技術者研修会)

に、国内外の標準化情報の収集を行い、会員への提供に努める。

(2) 活動計画

1) 国内標準化活動における共通課題への取組み

協会内部活動のみならず、国や民間機関の委員会活動へ委員などとして参加することを通じて、国内標準化および国際標準化に係わる化学業界共通の課題に対処する。

① (社)日本化学工業協会(化学標準化センター)

総会、運営委員会、運営委員会幹事会、標準化・広報委員会、ISO/TC47 国内委員会、環境管理システム規格委員会(ISO 環境マネジメントシステム規格対応)、品質マネジメントシステム規格委員会(ISO 品質マネジメントシステム規格対応)などを開催し、課題について検討する。

② 日本工業標準調査会

総会、適合性評価部会、国際専門委員会、環境・資源循環専門委員会、一般化学技術専門委員会、化学製品技術専門委員会などへ委員として参画する。

③ (財)日本規格協会

ISO 上層対応委員会、品質マネジメントシステム規格国際対応委員会(ISO 品質マネジメントシステム規格対応)、環境管理規格審議委員会(ISO 環境マネジメントシステム規格対応)、標準委員会、規格審査委員会などへ委員として参画する。

④ その他の民間機関

(社)産業環境管理協会(ISO 環境マネジメントシステム規格、ISO 環境水質試験規格関連の委員会)、(財)日本適合性認定協会(認定制度運営関連の委員会)などへ委員として参画する。

2) 国際標準化活動への取組み

ISO/TC47(化学)における諸活動に対しては、当センターが事務局を務める国内対応委員会で国際規格の改正案、新規提案、ISO/TMB 関連事項などへの対応を行う。また、ISO/TC47 国際幹事国担当を通じて、ISO/TC47 における化学分野の国際標準化を推進する。

3) 標準化情報の収集と会員への提供

経済産業省などの行政機関、民間の標準化機関、国際標準化機関などが開催する関連委員会およびセミナーの開催案内・紹介を行う。国内・国際標準化の動向について、専門誌、インターネットなどで情報収集に努め、eメール通信、日化協ウェブサイト(化学標準化センターページ)へ掲載することによって、迅速に情報提供を行う。

また、当センターの活動状況について、会員に月次報告を行う。重要な国内・国際標準化の課題・動向については、標準化・広報委員会で報告する。

3. 化学製品PL相談センター

(1) 企画および運営の方針

当センターにおける最近の相談傾向を分析すると、消費者からの相談が占める割合が多く、平成 18 年度も半数近くが消費者からの相談であった。そのうちの約半分が化学製品による事故・苦情の相談で、残りは一般的な問合わせであったが、例年、特に化学物質・化学製品の安全性に関する問合わせが多く寄せられている。

平成 19 年度も、当センターで受け付けた相談事例を通じ、その背景にある消費者の意向や使用の実態などを把握して業界に伝達していく一方、化学製品の安全な使い方などの情報を提供して消費者啓発を促していくことを目的に、運営協議会やサポータースタッフの指導・助言のもとに、日化協広報部および化学品管理部ならびに JRCC などと連携して、以下の活動に取り組んでいく。

(2) 活動計画

- ① 化学製品による事故・苦情の相談や問合わせに対応し、化学製品への消費者の理解促進を図る。
- ② 行政当局、各地の消費生活センター、他業界の PL センターおよび当センターに寄せられた製品事故に係わる商品の業界団体などとの連携に基づき、消費者問題や製品安全問題に係わる情報の収集に努める。
- ③ 毎月ウェブサイトに掲載する『アクティビティノート』などにおいて、受付相談事例および対応内容を公開して、業界関係者に製品安全問題の実態を伝えるとともに、消費者に分かりやすい表現を用いた情報提供により、化学製品による事故の未然防止・再発防止および化学業界のイメージアップを図る。

4. 危険品貨物情報室

平成 12 年度に開始した危険物航空貨物の問合わせ相談業務は、航空会社や航空貨物代理店を対象に会員制(有料)で実施しているが、2001 年 9 月の米国テロ事件、アフガニスタン、イラク戦争後の社会不安などの影響で、相談業務の社会的ニーズは依然として高い。

平成 19 年度は、航空貨物に関する業務を維持強化する一方、会員の増加に努力し、航空貨物輸送の安全の向上に寄与する。

5. 化学兵器／産業検証連絡会

平成 18 年度に引続き経済産業省、OPCW²⁶ からの情報収集、担当連絡者会の開催による情報提供など、情報交換・提供を中心とした活動を行う。

V. 事務局共通事項

1. 情報化の推進

(1) 企画および運営の方針

- ① 日化協で使用している情報システムを更新し、新システムの構築を行う。
- ② 広報部と連携し、日化協ウェブサイトを中心に、会員、一般向け情報提供サービスの質の向上に努める。
- ③ 六甲ビル入居化学関係団体で利用している共用ネットワークの有効利用を図る。

(2) 活動計画

- ① 円滑な事務局業務が遂行できるよう、情報システムの設計、管理、運営を行う。
- ② これまでに蓄積されたデータを再編成し、過去のデータの有効活用を図れるようなシステムの構築、提案を行う。
- ③ 日化協の活動、講演会などをデジタル映像化し活動紹介に利用する。
- ④ 各種調査報告やレポートなどの電子化を促進し、ウェブサイトで公開するだけでなく、必要に応じ、CD-ROM、DVD などのメディアでも提供する。
- ⑤ 団体会員に対する情報化システムおよびセキュリティ対策に関するサポートを行う。
- ⑥ ネットワークを共有している六甲ビル入居化学関係団体間で、より一層のネットワークの有効利用を検討する。

2. 職務能力の向上

事務局業務を効率的かつ円滑に遂行するため、日化協内外の関係部門と常時十分な情報交換や意思疎通を図るとともに、担当業務の習熟および関連業務知識の拡大に努め、職員の職務能力の向上を図る。

²⁶ OPCW : Organization for the Prohibition of Chemical Weapons